

# ネット証券専用ファンドシリーズ 新興国中小型株ファンド

追加型投信／海外／株式



## DIAMアセットマネジメント

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行う者]

DIAMアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号/関東財務局長(金商)第324号

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社りそな銀行

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記委託会社への照会先までお問い合わせください。投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できる他、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

委託会社への照会先

【コールセンター】0120-506-860 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

【ホームページ】<http://www.diam.co.jp/>

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	株式 中小型株	年1回	エマージング	なし

※上記の分類は、社団法人投資信託協会の商品分類に関する指針に基づき記載しております。  
商品分類および属性区分の定義については、投資信託協会ホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)にてご確認ください。

<委託会社の情報>	
委託会社名	DIAMアセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年7月1日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	4兆3,738億円
	(2011年3月31日現在)

- 「ネット証券専用ファンドシリーズ 新興国中小型株ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2011年6月10日に関東財務局長に提出しており、2011年6月26日にその効力が発生しております。
- 当ファンドは、商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産等との分別管理等がされています。
- 販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、前記の委託会社への照会先までお問い合わせください。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長を図ることを目標として運用を行います。

## ファンドの特色

**1** 主として、今後の成長が期待できる新興国<sup>(\*)</sup>の中小型株式等に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目的として、積極的な運用を行います。

- 株式(DR(預託証券)を含みます。)の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

(\*)新興国とは、経済が発展段階にあり今後さらに経済成長が期待される国々あるいは地域をいいます。

**2** 運用にあたっては、みずほ第一フィナンシャルテクノロジー(株)(以下、「FT社」といいます。)の投資助言を活用し、「低ボラティリティ運用戦略<sup>(\*)</sup>」に基づき銘柄を選定します。

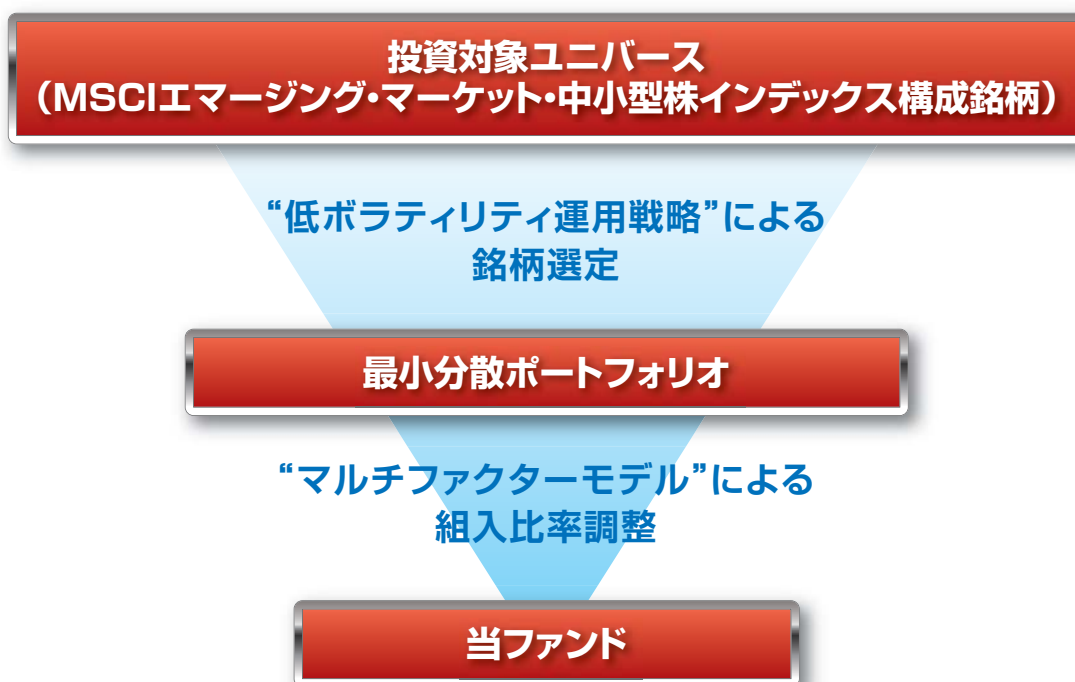
(\*)「低ボラティリティ運用戦略」とは、“最小分散ポートフォリオ理論”を活用した運用戦略のことをいい、変動率(ボラティリティ)がなるべく小さいポートフォリオを構築することで、時価総額のウェイトで保有するポートフォリオよりも高い投資効率(リスク調整後リターン)を追求します。

**3** さらにFT社とDIAMが共同開発した「マルチファクターモデル<sup>(\*)</sup>」を活用し投資魅力度に応じた投資比率とすることで、超過収益の獲得をめざします。

(\*)「マルチファクターモデル」とは、バリューファクター(要因)やグロースファクター(要因)等を活用することで、値上がり期待の高い銘柄を選別する独自の計量モデルです。

## 運用プロセス

- 「低ボラティリティ運用戦略」と「マルチファクターモデル」を組み合わせてポートフォリオを構築します。



資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。  
また純資産総額が一定金額以下の場合には投資対象銘柄全てに投資することができないなど、上記のような運用ができない場合があります。

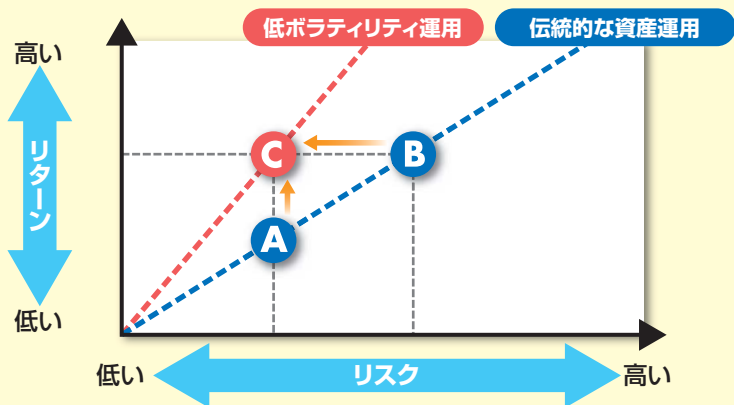
# 1. ファンドの目的・特色

## ”低ボラティリティ運用戦略”とは

ボラティリティ\*の小さい銘柄を中心にポートフォリオ(最小分散ポートフォリオ)を構築し、ポートフォリオ全体のボラティリティを極力小さくすることによって投資効率の向上を図る戦略です。

\*ボラティリティとは価格の変動性をさし、「ボラティリティが大きい」とは価格の変動率が大きくリスクが高いことを示します。

【各運用手法によるリターン・リスク例(イメージ)】



### 投資効率の向上(例)

- A → C 同じリスクでリターンが向上
- B → C 同じリターンでリスクが低減

※左図はあくまでもイメージであり、実際の各運用手法のリターン・リスクではありません。

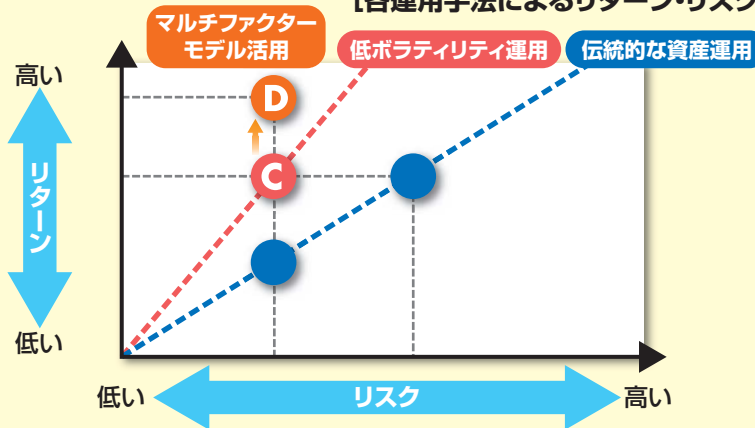
※上記は「低ボラティリティ運用戦略」をご理解いただくためのものであり、当ファンドの将来の運用成果を保証・示唆するものではありません。また、実際の状況と異なる場合があります、伝統的な資産運用に対する低ボラティリティ運用の優位性を保証するものでもありません。

## ”マルチファクターモデル”とは

多数の銘柄の価格変動に共通した複数の要因(マルチファクター)で計量分析することで、個別銘柄のリターンを分解・説明するモデルです。

当ファンドはこのモデルを活用し、最小分散ポートフォリオを上回る収益の獲得をめざします。

【各運用手法によるリターン・リスク例(イメージ)】



### 超過収益の獲得(例)

- C → D リターンの向上

※左図はあくまでもイメージであり、実際の各運用手法のリターン・リスクではありません。

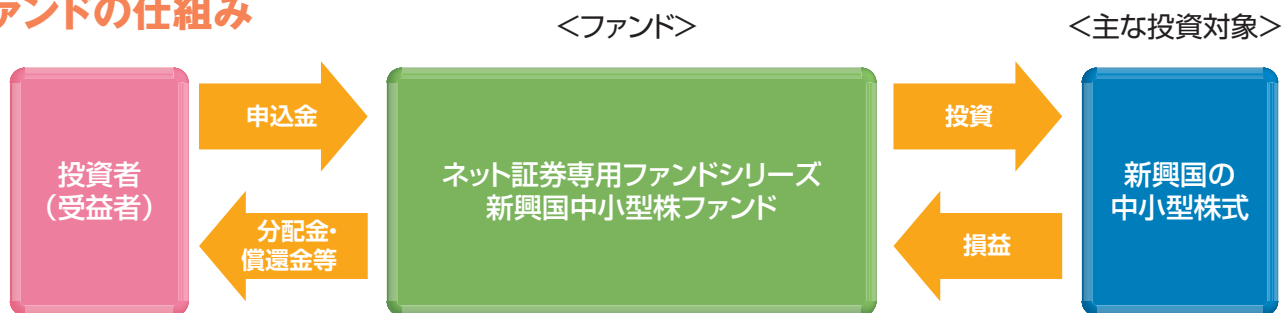
※上記は「マルチファクターモデル」をご理解いただくためのものであり、当ファンドの将来の運用成果を保証・示唆するものではありません。また、実際の状況と異なることがあります。

## みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社 (FT社) について

- FT社は数理科学をベースとした総合リスク管理やデリバティブズおよび投資・運用手法などの金融技術の開発を総合的に行う会社です。
- 資産運用に関連した業務としては、先端的な金融工学技術を活用し、精緻なリスク制御手法に基づいて資産運用商品の開発、コンサルティング、投資助言などを行なっています。

# 1. ファンドの目的・特色

## ファンドの仕組み



## 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ③ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ⑤ 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥ 外貨建資産への投資割合は、制限を設けません。

## 分配方針

年1回の決算時(毎年4月13日(休業日の場合は翌営業日。))に、経費控除後の利子配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額を対象として、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 2. 投資リスク

当ファンドの基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券の値動きのほか、為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではありません。

**基準価額の変動要因** ※基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。

株 価 変 動 リ ス ク	当ファンドは株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。これにより投資元本を割り込むことがあります。新興国株は、先進国株に比べ株価変動リスクが大きくなる傾向があります。また中小型株式は株式市場全体の動きと比較して株価が大きく変動するリスクがあり、当ファンドの基準価額に影響を与える場合があります。
為 替 リ ス ク	当ファンドは、組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行わないため為替変動の影響を受けます。このため為替相場が当該組入資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が下がる要因となります。これにより投資元本を割り込むことがあります。新興国の通貨は、先進国の通貨に比べ為替リスクが大きくなる傾向があります。

## 2.投資リスク

信用リスク	投資する株式や短期金融商品等の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には基準価額が下がる要因となります。これにより投資元本を割り込むことがあります。新興国株は、先進国株に比べ信用リスクが大きくなる傾向があります。
個別銘柄選択リスク	当ファンドは、個別銘柄の選択による投資を行いますので、株式市場全体の動向から乖離することがあり、株式市場が上昇する場合でも当ファンドの基準価額は下がる場合があります。これにより投資元本を割り込むことがあります。
流動性リスク	当ファンドは、市場規模が小さい株式等に投資する場合があります。そのような市場では、資産規模や取引量が少ないため売却時に市場実勢から期待される価格で売却できなかつたり、売買取引が困難となることから、価格の値動きが大きくなる場合があります。基準価額に影響をおよぼす可能性があります。これにより投資元本を割り込むことがあります。新興国株は、先進国株に比べ流動性リスクが大きくなる傾向があります。
カントリーリスク	当ファンドが投資を行う通貨や株式の発行者が属する国の経済状況は、先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があります。そのため、当該国のインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化などが為替市場や株式市場におよぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、政府当局による海外からの投資規制や課徴的な税制、海外への送金規制などの種々な規制の導入や政策の変更等の要因も為替市場や株式市場に著しい影響をおよぼす可能性があります。

### 分配金に関する留意点

- 収益分配は、計算期間中に発生した経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
- 収益分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

### その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### リスクの管理体制

委託会社では、運用パフォーマンス評価を運用部門から独立したリスク管理グループが月次で対象ファンドについて分析を行い、結果を「経営会議」に報告します。また、「経営会議」において運用パフォーマンス評価方法の協議も行い、適宜見直しを行います。

運用リスク管理は、リスク管理グループがリスクを把握、管理し、運用部門への是正指示を行うなど、適切な管理を行います。また運用リスク管理の結果については月次で「リスク管理委員会」に報告致します。

### 3.運用実績

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

#### 基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

#### 分配の推移

該当事項はありません。

#### 主要な資産の状況

該当事項はありません。

#### 年間収益率の推移

該当事項はありません。

※当ファンドにはベンチマークはありません。

○委託会社ホームページ等で運用状況を開示することを予定しています。

### 4.手続・手数料等

#### お申込みメモ

購入単位	各販売会社が定める単位(当初元本:1口=1円)
購入価額	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:お申込日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	お申込みをされた販売会社が定める所定の日までに購入代金を販売会社に支払うものとします。
換金単位	各販売会社が定める単位
換金価額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額とします。
換金代金	原則として換金のお申込日より起算して7営業日目から支払います。
申込締切時間	当初申込期間:販売会社の営業時間中とします。 継続申込期間:原則として販売会社の毎営業日の午後3時までとします。
購入の申込期間	当初申込期間:2011年6月27日~2011年7月21日 継続申込期間:2011年7月22日~2012年7月13日 ※継続申込期間中は、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドン証券取引所の休業日、ニューヨークの銀行の休業日、またはロンドンの銀行の休業日のいずれかに該当する日(以下、「海外休業日」といいます。)には、お申込みの受付を行いません。 ※上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。 海外休業日には、換金のお申込みの受付を行いません。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
信託期間	2021年4月13日までです。(設定日:2011年7月22日)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合等には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ①受益権口数が10億口を下回ることとなった場合。 ②受益者のために有利であると認めるとき。 ③やむを得ない事情が発生したとき。
決算日	原則として毎年4月13日(休業日の場合は翌営業日)

## 4. 手続・手数料等

### お申込みメモ

収益分配	年1回、毎決算日に、収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として5営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金自動引き落とし投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
信託金の限度額	2,000億円とします。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年4月のファンドの決算時および償還時に運用報告書を作成し、あらかじめ届出を受けた住所に販売会社よりお届けいたします。 ※委託会社のホームページにおいても開示することを予定しています。 (URL <a href="http://www.diam.co.jp/">http://www.diam.co.jp/</a> )
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※益金不算入制度、配当控除の適用はありません。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせいただくか、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」の欄をご参照ください。 (委託会社の略称: DIAM、当ファンドの略称:新興国中小型)

### ファンドの費用・税金

#### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用					
購入時手数料	ありません。				
信託財産留保額	換金のお申込日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご負担いただきます。				
投資者が信託財産で間接的に負担する費用					
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して年1.995%(税抜1.90%)の率を乗じて得た額とします。また、運用管理費用(信託報酬)の配分は下記の通りとします。ファンドの運用管理費用(信託報酬)は、日々の基準価額に反映され、毎計算期間の最初の6カ月終了日(休業日の場合は翌営業日。)および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。				
	期間	項目	費用		
	毎日	信託報酬	総額	信託財産の純資産総額に対して年率1.995%(税抜1.90%)	
			配分	委託会社	年率0.9765%(税抜0.93%)
				販売会社	年率0.9765%(税抜0.93%)
		受託会社	年率0.042%(税抜0.04%)		
※当ファンドの投資顧問会社(みずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社)が受ける報酬は、当ファンドから直接的に支払われません。同社への投資顧問報酬は、委託会社が受け取った報酬の中から支払うものとします。					
その他費用手数料	組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の諸費用、監査費用、外国での資産の保管等に要する諸費用等がお客様の保有期間中、その都度かかります。 ※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。				

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

#### 税金

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して10%

※税金は表に記載の時期に適用されます。

※上記の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

※上記は、2011年3月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。